

# ～熊本地震で被災された皆様へ～

## 農業者年金の保険料の取扱いについて

この度の熊本地震により、被災された皆様、ご遺族の皆様に対し、心よりお見舞いとお悔やみを申し上げます。

熊本地震で被災された皆様とご家族の一刻も早い生活の再建を支援するため、農業者年金の保険料等の取扱いについてお知らせします。

### ○ 保険料の振替停止

今後、保険料の引き落としを希望されない被保険者の方は、保険料の振替日(毎月23日休みの場合は翌営業日)の前の営業日までに下記①の手続きを行うことで、引き落としが中止されます。

また、②の手続きを行うことで、その終了後に振替停止となります。

- ① 被保険者から農業協同組合に対して、保険料の振替停止申込書の提出(保険料は未納の扱いとなります。なお、保険料の徴収は、納付期限の翌日から起算して2年を経過した時に時効により保険料の納付ができなくなりますのでご注意ください。

政策支援加入の方は、特例付加年金の加入期間にご注意願います。)

- ② 基金に対する任意脱退届

脱退届の処理には通常1か月程度かかりますので、その間は保険料が引き落とされますが、脱退届の提出日以降の保険料については、後日還付請求書をお送りいたしますのでご請求下さい。

### ○ 通常加入保険料の額の変更

通常加入されている方は、保険料額変更届出書を変更する月の15日までにJAに提出していただければ、以後は変更後の保険料額で振替します。保険料は最低の月額2万円まで減額できます。

### ○ 過去の未納保険料の請求猶予

保険料請求猶予申出書を農業協同組合を通じて基金に提出していただければ、時効(納付期限の翌日から2年を経過した日)が完成していない一番古い月からの未納保険料の引き落としを停止します。

ただし、申出月以後の保険料については、請求猶予の対象とはなりません。

# その他の対応について

## ○ 死亡された場合の遺族への死亡一時金の支払い

新制度の加入者・受給者が死亡された場合、80歳までの年金相当額を一時金として生計を同じくしていたご家族にお支払いします。

また、旧制度では、①加入者については、3年以上保険料を納付されていた場合、②受給者については、既に受給されていた年金額が、死亡一時金に満たない場合にその差額を生計を同じくしていたご家族にお支払いします。

## ○ 被災した処分対象農地等の取扱い

受給者については、特定処分対象農地等に仮設住宅等が建設される場合には、経営移譲年金の支給が停止されることはありません。

また、これから経営移譲する方は、経営移譲をしようとする基準日前及び基準日後に係わらず、農地等が被災し、現在は一時的に利用していない状況でも、将来、耕作が可能となるのであれば、当該被災農地等も処分対象農地となり、経営移譲を行うことにより経営移譲年金が受給できます。

さらに、特定農業用施設又は一般農業生産施設が被災し、修復が困難な場合は、全て一般農業生産施設としてお取扱いします。

## ○ 現況届の取扱い

被災されたことにより、提出期限までに現況届の提出が困難な受給権者については、現況届が未提出であることをもって、直ちに年金の支払いを差し止めることはありません。

## ○ 各種届出書等の取扱い

各種届出書等の取扱いについては、被保険者、受給権者、業務受託機関の状況により弾力的に対応します。

## お問い合わせ先

### 独立行政法人農業者年金基金

03-3502-3946(保険料関係) 03-3502-3945(年金・一時金関係)

※ 一般的な相談は、「03-3502-3199」でもお受けしております。